



警戒情報

悪質な訪問販売にご注意ください！

☆最近県内でトラブルが多発しておりますのでご注意ください！☆

〔事例1 ～浄水器～〕

昨日、水道水の点検を無料ですと電話があり、水道局からの訪問と思い承諾した。後日若い男性が訪問してきたが、点検後「この水は体に悪い。」と言い、強引に浄水器を取り付けられた。「高齢者は値引があり、50万円になる。年金支給の時に10万円ずつの分割でいいと言い何かの用紙に名前を書かされた。手持ちが無いと断ったら年金が入ったら払えと言いようやく帰った。

〔事例2 ～布団の打ち直し～〕

3日前、一人暮らしの高齢者宅に男性販売員が訪ねて来た。布団の打ち直しをしている業者で、部屋の中に座布団を5～6枚重ねていたものを見ると部屋に上がり込んで来た。販売員から「座布団2枚で敷き布団ができる。」等勧誘された。断っても契約するまで帰らないようだったので2万円で座布団を敷布団に打ち直す契約をした。

*この事例は県内で実際におきた事例です！中には「事例1」のようにあらかじめ電話で訪問日時を約束して訪問してくる事業者もあります。

必要のない勧誘はきっぱり断りましょう。

電話勧誘や訪問販売は契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ(契約を無条件でやめる)ができます。

年老いたご両親・一人暮らしの高齢者には、注意喚起をした方がよろしいと思います。

不審な電話や訪問には、十分ご注意ください。

契約した後も1人で悩まずに役場産業振興課消費相談窓口や警察署にご相談ください！



小値賀町役場産業振興課
消費生活相談窓口 電話56-3111